

平成 27 年度第1回 和水町地域公共交通会議

協 議 議 案

- 議案第 1 号 和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正について
- 議案第 2 号 和水町地域公共交通会議事務局規程の一部改正について
- 議案第 3 号 和水町地域公共交通会議財務規程の一部改正について
- 議案第 4 号 平成 26 年度事業報告及び収支決算について
監査報告
- 議案第 5 号 平成 27 年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- 議案第 6 号 和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務公募型プロポーザルの実施について

議案第 1 号

和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正について
和水町地域公共交通会議設置規約の一部を改正する規約を次のように定める。

平成 27 年 5 月 19 日

和水町地域公共交通会議 会長 高木 洋一郎

和水町地域公共交通会議設置規約の一部を改正する規約
和水町地域公共交通会議設置規約の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「企画課」を「まちづくり推進課」に改める。

第 16 条見出し中「その他」を「補則」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

提案理由

和水町の組織改編等に伴い、和水町地域公共交通会議設置規約を一部改正する必要がある。

これが、この規約案を提出する理由である。

新	旧
和水町地域公共交通会議設置規約 (設置) 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 (事務所) 第2条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田3886番地（和水町役場内）に置く。 (業務) 第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項 (2) 形成計画の策定及び変更に関する事項 (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (5) 町の総合的な交通施策に関する事項 (6) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (組織) 第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 町長又は町長が指名する者 (2) 住民又は利用者の代表者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員 (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (7) 道路管理者 (8) 熊本県玉名警察署の関係職員 (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者 (委員の任期) 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。 2 会長は第4条第1号に規定する者をもって充て、会長は委員の互選により選任する。 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議は、会長が招集する。 2 会長は会議の議長となる。	和水町地域公共交通会議設置規約 (設置) 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定に関する協議及び形成計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 (事務所) 第2条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田3886番地（和水町役場内）に置く。 (業務) 第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金に関する事項 (2) 形成計画の策定及び変更に関する事項 (3) 形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項 (4) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 (5) 町の総合的な交通施策に関する事項 (6) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 (組織) 第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 町長又は町長が指名する者 (2) 住民又は利用者の代表者 (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者 (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員 (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 (7) 道路管理者 (8) 熊本県玉名警察署の関係職員 (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者 (委員の任期) 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。 2 会長は第4条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第7条 交通会議は、会長が招集する。 2 会長は会議の議長となる。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。 5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。 7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。 (協議結果の取扱い) 第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (分科会) 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場まちづくり推進課に事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (監査) 第11条 交通会議に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (経費) 第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。 (財務に関する事項) 第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬) 第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。 (交通会議が解散した場合の措置) 第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。 (補則) 第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成27年2月12日から施行する。 附 則 この規約は、平成27年5月19日から施行する。	3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。 5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。 6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。 7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。 (協議結果の取扱い) 第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。 (分科会) 第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場企画課に事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (監査) 第11条 交通会議に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (経費) 第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。 (財務に関する事項) 第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。 (報酬) 第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。 (交通会議が解散した場合の措置) 第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。 (その他) 第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成27年2月12日から施行する。
---	--

議案第2号

和水町地域公共交通会議事務局規程の一部改正について
和水町地域公共交通会議事務局規程の一部を次のように改正する。

平成27年5月19日

和水町地域公共交通会議 会長 高木 洋一郎

和水町地域公共交通会議事務局規程の一部を改正する規程
和水町地域公共交通会議事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画課長」を「まちづくり推進課長」に、同条第3項中「企画課」を「まちづくり推進課」に改める。

第7条見出し中「その他」を「補則」に改める。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

提案理由

和水町の組織改編等に伴い、和水町地域公共交通会議事務局規程を一部改正する必要がある。

これが、この規程案を提出する理由である。

新	旧
和水町地域公共交通会議事務局規程 (趣旨) 第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約第10条第3項の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 交通会議の会議に関すること。 (2) 交通会議の資料作成に関すること。 (3) 交通会議の庶務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項 (職員等) 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、和水町<u>まちづくり推進課長</u>をもって充てる。 3 事務局員は、和水町<u>まちづくり推進課</u>の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。 (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。 (3) 物品及び現金の出納に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 (文書の取り扱い) 第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は和水町において定められている文書の取り扱いの例による。 (公印の取り扱い) 第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、個数、用途及び管理者は別表のとおりとする。 2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、和水町にお	和水町地域公共交通会議事務局規程 (趣旨) 第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約第10条第3項の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務) 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 交通会議の会議に関すること。 (2) 交通会議の資料作成に関すること。 (3) 交通会議の庶務に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項 (職員等) 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。 2 事務局長は、和水町<u>企画課長</u>をもって充てる。 3 事務局員は、和水町<u>企画課</u>の職員をもって充てる。 (専決事項) 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。 (1) 事務局の運営に関すること。 (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。 (3) 物品及び現金の出納に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。 (文書の取り扱い) 第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は和水町において定められている文書の取り扱いの例による。 (公印の取り扱い) 第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、寸法、書体、個数、用途及び管理者は別表のとおりとする。 2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、和水町にお

いて定められる公印の取り扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	個数	用途	管理者
和水町地域公共交通会議会長之印	和水町地域公共交通会議	21 ×21	古印体	1	会長名をもって発する文書	事務局長

いて定められる公印の取り扱いの例による。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (ミリメートル)	書体	個数	用途	管理者
和水町地域公共交通会議会長之印	和水町地域公共交通会議	21 ×21	古印体	1	会長名をもって発する文書	事務局長

議案第 3 号

和水町地域公共交通会議財務規程の一部改正について
和水町地域公共交通会議財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 5 月 19 日提出

和水町地域公共交通会議 会長 高木 洋一郎

和水町地域公共交通会議財務規程の一部を改正する規程
和水町地域公共交通会議財務規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「交通会議に諮るものとする。」の次に「ただし、交通会議を開催する暇がないときは、専決することができる。」を加え、同条第 2 項中「前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。」を「同条第 1 項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たとき又は会長が補正予算を専決したときは、前条第 4 項の規定を準用する。」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により予算を専決したときには、会長は当該予算について次の交通会議に報告しなければならない。

第 10 条の見出し中「その他」を「補則」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

提案理由

補正予算の専決処分の規定に伴い、和水町地域公共交通会議財務規程を一部改正する必要がある。

これが、この規程案を提出する理由である。

新旧対照表

新	旧
和水町地域公共交通会議財務規程 (趣旨) 第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 交通会議の予算は、和水町からの負担金、国からの補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を作成し、交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。 (予算の補正) 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算の補正に必要が生じたときは、これを作成し、速やかに交通会議に諮るものとする。<u>ただし、交通会議を開催する暇がないときは、専決することができる。</u> <u>2 前項の規定により予算を専決したときには、会長は当該予算について次の交通会議に報告しなければならない。</u> <u>3 同条第1項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たとき又は会長が補正予算を専決したときは、前条第4項の規定を準用する。</u> (予算区分) 第4条 歳入歳出予算の科目は、別表第1のとおりとする。 2 当該年度において、臨時及び特別な理由があるときは、別表第1に定める以外の科目を定めることができる。 (予算の流用及び予備費の充用) 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、和水町の例によるものとする。 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。	和水町地域公共交通会議財務規程 (趣旨) 第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。 (予算) 第2条 交通会議の予算は、和水町からの負担金、国からの補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。 2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を作成し、交通会議に諮るものとする。 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。 (予算の補正) 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算の補正に必要が生じたときは、これを作成し、速やかに交通会議に諮るものとする。 <u>2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。</u> (予算区分) 第4条 歳入歳出予算の科目は、別表第1のとおりとする。 2 当該年度において、臨時及び特別な理由があるときは、別表第1に定める以外の科目を定めることができる。 (予算の流用及び予備費の充用) 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、和水町の例によるものとする。 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、和水町の例により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の科目

科 目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

歳出予算の科目

科 目
1 会議費
2 事務費
3 事業費
4 予備費

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、和水町の例により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに交通会議の決算を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第11条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに和水町長に送付しなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月12日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の科目

科 目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

歳出予算の科目

科 目
1 会議費
2 事務費
3 事業費
4 予備費

議案第4号

【平成26年度事業報告】

■平成26年度第1回和水町地域公共交通会議（設立総会）

日時：平成27年2月12日（木）午後2時～午後4時

場所：和水町中央公民館 大会議室

議事内容：設置規約、事務局規程、財務規程、役員選出、平成26年度事業計画及び収支予算の承認

【平成26年度 和水町地域公共交通会議 収支決算（案）】

（歳入）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	比 較	説 明
1 負担金	188,000	188,000	0	和水町負担金 188,000
2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1,000	0	1,000	預金利子 0
合 計	189,000	188,000	1,000	

（歳出）

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	比 較	説 明
1 会議費	140,000	107,839	32,161	報酬 84,000 費用弁償 19,800 会議飲料費 4,039
2 事務費	38,000	13,100	24,900	消耗品費 5,324 振込手数料 7,776
3 事業費	0	0	0	
4 予備費	11,000	0	11,000	予備費 0
合 計	189,000	120,939	68,061	

歳入	188,000 円	
歳出	120,939 円	
差引	67,061 円	 平成27年度へ繰越

平成26年度和水町地域公共交通会議収支決算 監査報告

和水町地域公共交通会議会長より提出された平成26年度和水町地域公共交通会議収支決算報告について、その関係書類及び帳簿等を精査した結果、遺漏無く適正に会計処理が実施されていた旨、報告いたします。

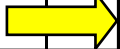
平成27年4月28日

監査委員 産交バス株式会社玉名営業所長
城戸秀徳 

監査委員 玉名地域振興局維持管理調整課長
光永滋 

議案第5号

平成27年度 和水町地域公共交通会議 事業計画(案)

NO	検討内容	平成27年度												平成28年度 (参考)			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	10月
1	和水町地域公共交通会議の開催		●			●		●		●			●		●		
2	「まちづくりとの連携」に係る調整会議 (庁内各課・関係団体) ※随時開催																
3	「調査事業」委託業者の選定(公募型プロポーザル)																
4	地域公共交通等の現状と課題の整理																
5	住民ニーズの把握調査(アンケート調査)																
6	地域公共交通の整備方針の検討																
7	地域座談会等の開催																
8	「地域公共交通網形成計画」のとりまとめ																
9	パブリックコメントの実施																
10	「地域公共交通網形成計画」の提出(九州運輸局)																
11	生活交通ネットワーク計画の提出(九州運輸局)																
12	コミュニティバス・乗合タクシー等の導入																

委託事業により実施

平成27年度 和水町地域公共交通会議 収支予算(案)

(歳入)

(単位: 千円)

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	説 明
1 負担金	10,474	188	10,286	和水町負担金 (地方創生先行型交付金)
2 補助金	0	0	0	
3 繰越金	67	0	67	
4 諸収入	1	1	0	預金利子 1
合 計	10,542	189	10,353	

(歳出)

(単位: 千円)

科 目	本 年 度 額	前 年 度 額	比 較	説 明
1 会議費	576	140	436	報酬 465 費用弁償 111
2 事務費	38	38	0	消耗品費 5 振込手数料 33
3 事業費	9,862	0	9,862	地域公共交通網形成計画策定 9,862 調査業務委託
4 予備費	66	11	55	
合 計	10,542	189	10,353	

和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務企画提案選考委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、和水町地域公共交通会議設置規約第9条第1項の規定に基づき、和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務（以下「業務」という。）に関する企画提案の適正かつ公正な選考を行うため、和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、業務の委託先を決定するため、企画提案の審査を実施する。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会長をもって充て、委員は交通会議の事務局長及び交通会議の委員3人以内をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、交通会議の事務局長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の場合において、委員は、自らが会議に出席できないときは、委員以外の者に会議に係る権限を委任し、出席させることができる。

4 委員会は、非公開とする。

（意見の聴取）

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 委員会の会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（審査結果の公表）

第8条 第2条の審査結果は、審査の公平性、透明性及び客観性を保つため、原則として公表するものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、交通会議の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年5月19日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

＜和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務企画提案選考委員会（案）＞ （敬称略）

団体名	役職	氏名	備考
和水町	総務課長	高木 洋一郎	和水町地域公共交通会議 会長
東海大学	工学部環境保全学科 非常勤講師	渡邊 千賀恵	会長指名
和水町民生委 員・児童委員 協議会	会長	永田 尚稔	会長指名
和水町	健康福祉課長	今村 裕司	会長指名
和水町	まちづくり推進課長	池本 文雄	和水町地域公共交通会議 事務局長

和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務公募型プロポーザル実施要項(案)

1 目的

本要項は「和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務」を受託する受託業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名称 和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務
- (2) 業務内容 別紙「和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成28年3月18日まで
- (4) 委託金額 9,862,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものである。後述する見積書の金額は、これを超えないこと。

3 参加資格

- (1) 九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 平成26・27年度和水町入札参加資格登録が済んでいる者、若しくは参加表明書(様式1)提出時までに資格登録が見込める者。
- (4) 企画提案書等の提出期限において、和水町の指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成22年度以降に、当該類似業務実績があること。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

4 選定スケジュール

- (1) 公募開始(町ホームページ掲載) 平成27年5月25日(月)
- (2) 参加表明書の受付締切り 平成27年6月3日(水)正午必着
- (3) 質問の受付締切り 平成27年6月9日(火)正午必着
- (4) 質問に対する回答 平成27年6月12日(金)
- (5) 企画提案書等の提出締切り 平成27年6月17日(水)正午必着
- (6) 第1次審査結果の通知 平成27年6月26日(金)
- (7) 第2次審査(プレゼンテーションなど) 平成27年7月3日(金)以降を予定
- (8) 第2次審査結果の通知 平成27年7月10日(金)
- (9) 契約締結 平成27年7月中旬を予定

5 実施要項等の配布

参加表明書及び企画提案書、実施要項等の公募に関する資料、様式等は和水町ホームページからダウンロードしてください。

■ 和水町ホームページ <http://www.town.nagomi.lg.jp/>

【トップページの「新着情報」又は「防災・交通」→「地域公共交通」→「和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務」】

6 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書(様式1)

- (2) 提出期限 平成27年6月3日(水)正午必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
- (4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

7 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付けます。

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式2)
- ②提出期限 平成27年6月9日(火)正午必着
- ③提出方法 電子メール(口頭による質問は受け付けない。)
- ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(2) 質問に対する回答

- ①回答日 平成27年6月12日(金)
- ②回答方法 プロポーザル参加者全員に、質問書又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 次に掲げる書式により提案すること。

番号	提出書類	内容、留意事項等	様式
1	企画提案書提出届	様式にしたがい記載する。	様式3
2	企画提案書	別紙、「和水平地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書」の業務内容(1)～(7)の業務ごとに提案内容を作成する。	任意
3	提案者の概要	名称、代表者氏名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
4	業務行程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
5	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式4
6	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。	様式5
7	見積書	業務内容ごとに積算の基礎(内訳)を記載すること。	任意

(2) 作成要領 提出書類は、A4版(縦横問わず)で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、11ポイント以上とすること。(作成済みのパンフレット等を除く。)

- (3) 提出部数 12部(正本1部、副本9部(複写可))
- (4) 提出期限 平成27年6月17日(水)正午必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)
- (6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は「和水平地域公共交通網形成計画策定調査業務企画提案選考委員会」を設置し、「審査基準」に基づき第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)を行い、委託事業者を選定する。

ただし、提示金額が委託料を越えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

10 第1次審査(書類審査)

(1) 審査内容

「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査(プレゼンター

ション、質疑応答)参加事業者を3者程度選定する。

(2) 審査結果

審査結果は、平成27年6月24日(水)までに参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

1.1 第2次審査(プレゼンテーション、質疑応答)

(1) 実施日

平成27年7月3日(金)以降を予定

※ 実施日、開始時間、会場等の詳細は第1次審査の結果通知と併せて通知する。

(2) 出席者

3名以内とし、担当責任者となる方は必ず出席すること。

(3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション(20分以内)及び企画提案書等に関する質疑応答(15分以内)を実施し、「審査基準」に基づき行う評価の最高得点者(最優秀提案者)を優先交渉権者として選定する。なお、第2次審査は、第1次審査の結果を考慮しない。

(4) 審査結果

審査結果は、平成27年7月10日(金)までに第2次審査参加事業者に対し参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 優先交渉権

(3)の審査により優先交渉権者として選定された提案者と、契約締結の交渉を行う。

ただし、当該交渉が不調のときは、(3)の審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(6) その他

スクリーン、ホワイトボード、プロジェクターは、第2次審査の会場に用意する。その他の機器(パソコン等)は持参すること。

1.2 企画提案書等の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

(3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

1.3 その他

(1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。

(4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。

(5) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。

(7) 見積書は選考のための参考資料であるため、委託契約金額は、国からの内示額の範囲内において見積額の交渉を行い、締結する。

(8) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。

(9) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式6)を提出すること。

1.4 問い合わせ先

所在地 〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地

担当部署 和水町地域公共交通会議事務局

和水町役場まちづくり推進課内(本庁2階)

担当者 嶋田

電話番号 0968-86-5725(直通)

FAX 0968-86-4215

電子メール s-shimada@town.nagomi.lg.jp

和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書(案)

1. 件名

和水町地域公共交通網形成計画策定調査業務

2. 業務目的

本町の主たる公共交通機関である路線バス（7系統）については、生活圏である近隣市町へと繋ぐ広域路線としての役割を担っている。しかし、利便性の高い自家用車への依存が高まるなか利用者は伸びず、路線維持に要する町の財政負担が年々増加傾向にあるため、運行の効率化や利便性の向上を目的とした、総合的な見直しが課題となっている。

その一方で、路線バス沿線から外れた交通空白地域が点在しており、自家用車を運転しない高齢者等をはじめとする移動制約者の移動手段の確保も喫緊の課題である。

また、本町の総人口は平成27年3月末の住民基本台帳によると10,773人であるが、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、今後、少子高齢化・人口減少が進み、25年後の平成52年（2040年）には総人口は7,382人まで減少し、高齢化率については現在の37.5%から45.2%まで進展すると予測されている。

このような、急速に進展する人口減少社会において、将来にわたって持続可能なコミュニティを形成するためにも、シビルミニマム（住民のために備えなければならない、最低限の生活環境基準）の確保は重要課題であり、併せて外部からの観光客の誘致や、町内の日常的な人の動きを活性化する取り組み等も必要であると考えられる。

そのため、既存ストック（公共施設、病院、物産館、商店、公共交通等）を最大限に活用し、各種サービスを効果的に提供するための集約や連携を進めるとともに、交通・情報ネットワークの充実を図る必要があると考えられる。

本業務は、住民の日常生活における移動特性やニーズ等を把握するとともに、まちづくりの観点から中山間地における「小さな拠点（※1）」の形成（医療・福祉・商工・観光・教育などの分野と連携）を進め、将来にわたり持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「和水町地域公共交通網形成計画（※2）」の策定を行うものである。

※1 基幹集落に暮らしの安心を支える複数の機能・サービスの集約化（コンパクト）と、周辺集落との移動手段（ネットワーク）の確保により持続可能な地域づくりを推進するもの。

※2 和水町地域公共交通網形成計画は次年度以降の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく「生活交通ネットワーク計画」を見据えた計画とする。

3. 業務内容

（1）和水町の地域特性の把握

既存資料の収集整理を行い、和水町の地理的条件や道路網の状況、人口分布、主要施設の立地などの地域特性を把握・整理する。

（2）現況実態の把握

交通事業者からの提供データや聞き取り調査、現地確認などにより、既存の公共交通の運行状況等を把握し分析を行う（先進事例の文献調査含む）。

また、町内の生活拠点となる既存施設の各種サービス等の現況を把握し分析を行う。

(3) 町民及び利用者ニーズ把握調査（アンケート・ヒアリング調査等）

アンケート調査等により町民の移動特性を把握すると共に、公共交通に対するニーズを把握・整理する。さらに必要に応じて地域への聞き取り調査や説明会により地元の意向を把握する。

(4) 関係機関ヒアリング

関係機関に対し、和水町における新たな地域公共交通体系の構築や、小さな拠点の形成に対する意見などの聞き取り調査を実施し意見を把握する。

(5) 地域公共交通及び小さな拠点のあり方の検討

上記調査結果等を踏まえ、和水町における地域公共交通と小さな拠点の形成に関する問題、課題を整理し、今後のあり方を検討する。

(6) 「和水町地域公共交通網形成計画」の作成及び実施計画の検討

まちづくりの観点から和水町全体の地域公共交通及び小さな拠点形成の将来像がまとめられた「和水町地域公共交通網形成計画」を作成する。また、その計画に基づき、次年度以降に実施予定の新たな公共交通体系による事業等を実施していく上で必要な具体的な計画（利用者数の推計、運行収支計画、実施のためのスケジュール等）を作成する。

(7) 会議の運営支援

和水町地域公共交通会議（委託後4回程度の開催を想定）の検討資料を作成するとともに、会議へ出席（助言、提言等）し、議事要旨を作成する。

4. 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。少なくとも会議開催ごとに、事務局と事前の打ち合わせを実施するほか、必要に応じて打ち合わせ協議を実施する。

5. 成果品

成果品は下記のとおり。

- (1) 計画書本編（A4判100頁程度、くるみ製本）：50部
- (2) 計画書概要版（A4判10頁程度、袋とじ）：100部
- (3) 関係資料一式（ファイル綴じ）：1部
- (4) 計画書本編（電子媒体）：1部
- (5) 計画書概要版（電子媒体）：1部

※電子媒体は、CD-R（ISO9660フォーマット）に書き込みの上、提出すること。成果品の提出場所は和水町地域公共交通会議事務局（和水町役場まちづくり推進課内）とする。

6. その他

- (1) 契約後直ちに、和水町地域公共交通会議の事務局員とスケジュールを協議すること。
- (2) 契約書、仕様書に定めのない事項は、和水町地域公共交通会議の事務局員と協議により定める。
- (3) この仕様書による成果品の著作権は、和水町地域公共交通会議に帰属するものとする。